

相続税申告のスケジュール

期 限	相続税申告にまつわる事柄	詳 細
生前 ↓	相続対策	<input type="checkbox"/> 財産の把握 <input type="checkbox"/> ご家族で話し合い <input type="checkbox"/> 税理士・弁護士への業務依頼 <input type="checkbox"/> 遺言書作成 <input type="checkbox"/> 節税対策
相続開始 ↓	被相続人の死亡 (相続開始)	<input type="checkbox"/> 通夜・葬儀の手配 <input type="checkbox"/> 死亡届の提出 <input type="checkbox"/> 年金・保険の手続 <input type="checkbox"/> 税理士への業務依頼 <input type="checkbox"/> 相続人の確認 <input type="checkbox"/> 遺言書の有無の確認
2ヶ月以内 ↓	相続人の青色申告の届出	<p>相続人が被相続人の個人事業を引き継ぐ場合、新たに所得税の青色申告の申請をする必要があります。 被相続人が青色申告をしていて、相続人が事業を営んでいなかった場合の申請期限は以下の通りです。</p> <p>①相続開始日： 1/1～ 8/31 → 相続開始日から4ヶ月以内 ②相続開始日： 9/1～10/31 → 相続開始日の年の12/31迄 ③相続開始日： 11/1～12/31 → 相続開始日の年の翌年2/15迄</p>
3か月以内 ↓	相続放棄or限定承認	<p>相続放棄又は限定承認をする場合には、その旨を家庭裁判所に申述します。 何もしなければ単純承認となりますので、借金等の債務が多い場合の相続には注意が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●単純承認：相続人が被相続人(亡くなった人)の財産や債務をすべて受け継ぐ ●限定承認：被相続人の借金等がどの程度あるか不明であり、財産の方が多い可能性もある場合等に相続人が相続によって得た財産を限度として被相続人の債務の負担を受け継ぐ ●相続放棄：相続人が被相続人の財産や債務を一切受け継がない
4ヶ月以内 ↓	被相続人の準確定申告	被相続人が死亡した年の1月1日から死亡した日までの所得税の確定申告をします。
10か月以内 ↓	相続税の申告と納付 遺産の名義変更	<p>相続税申告書を所轄の税務署に提出し、納税を行います。</p> <p>遺産分割協議が終了したら、遺産分割協議書を作成し、遺産の名義変更を行います。</p>
1年以内 ↓	遺留分の減殺請求	遺留分(法定相続人の最低限の遺産の取り分のこと)を侵害されていて不服がある場合に行う手続きです。
2年以内	税務調査	<p>相続税の申告期限後、2年以内に行われることが多いです。</p> <p>申告をした全ての方が対象となるわけではなく、統計上9%の方に税務調査が行われています。</p>

